

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 原山 大亮

年 月 日	令和6年6月5日				
表題 発行部数	●奈良県議会 会派日本維新の会 NEWS (Vol.04) 36,200部 (内 11,000部会派より)				
対象者	国内				
配布方法	●奈良県議会 会派日本維新の会 NEWS (Vol.04) 個別郵送 1,850部・新聞折込 33,200部・他街頭配布等 1,150部				
発行目的	政務活動の報告と、意見・要望等を求めるため				
按分率の説明	按分率 100% 政務活動の記事が 100%を占めるため				
内容	令和6年2月定例会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	会派 NEWS 作成費	(株)フットアッ ブ・スタイル	80,942	@2.92×25,200部 ×1.1 (消費税)	7
	会派 NEWS 新聞折込代	(株)フットアッ ブ・スタイル	109,560	@3.0×33,200部 ×1.1 (消費税)	8
		※100%充当 合計 190,502円			
備考	添付資料 奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS (Vol.04) ※原山だいすけ県議会 NEWS (Vol.01) と同封して郵送。				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和6年度 予算が成立!

高校無償化などの子育て支援、道路整備の加速化など 県民目線の政策が充実

予算案の概要は
コチラ▶



予算の概要は
コチラ▶

山下知事就任後初となる令和6年度当初予算編成は、公約に掲げた県民目線の政策ばかりでしたが、自民党・無所属の会などが提出した修正案が可決しました。修正案提出の主な理由は、「奈良県の防災対策を0ベースで」という耳を疑うような理由でした。

無駄遣いで購入した土地の利用目的をこじつけているだけ!

消防学校移設も奈良県が抱えていた長年の課題です。交通アクセスや工事費用を考えると旧高田東高校への移転が合理的です。0ベースとは口だけで、五條移設を強く望むのは無駄遣いした土地の利用目的をこじつけているに過ぎません。このような方々に奈良県の今後の防災対策を任せることはできるでしょうか?

能登地震で証明 災害時に役立たない滑走路

前知事時代、五條市に2,000mの滑走路を備えた大規模防災拠点をつくるため、約36億円で購入した。しかし、能登半島地震で能登空港の滑走路には多数の亀裂が入り機能しなかった事実や、盛り土を完成するのに10tダンプで毎日100台運んでも約90年かかるということを当会派の原山議員や山下知事が厳しく指摘。このような計画を緊急防災減災事業債だから国が7割負担してくれると触れ回り、約1,000億円の事業を行おうとしていた人達が0ベースというのは理解に苦しみます。

知事与党としての責任

会派日本維新の会は、山下知事の提出した当初予算案に賛成の立場であり、自民党・無所属の会が提出した修正予算案には反対の立場です。修正案の議決時に退席したのは、我々が当初予算案を強く主張し続けることによって、修正案を呑む山下知事の県政運営に支障をきたす結果にはならないとの考えからです。知事とともに、これからも奈良県政発展、県民生活の向上に全力で取り組みます。

山下知事の公約が実現!

杜撰な議案に反対!

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例

自民党無所属の会の議員から提出された条例改正案ですが、奈良県の経済発展や民間企業との協力を阻害する可能性があり、受け入れられる内容ではありません。経済労働委員会では、佐藤、清田議員が提案者に対し質疑を行い、本会議で松本議員が反対討論の場で詳しく理由を説明しています。

奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決事件として定める条例の一部を改正する条例

同じく自民党無所属の会の議員からの提案ですが、奈良県だけが他府県に対し意思決定に時間を要し、後れを取るような可能性もある内容です。本会議で福西議員が反対討論で理由を説明しています。

再議について
以上2件の議員提案を山下知事は再議に付し、否決となりました。3月25日、本会議で山下知事がその理由を説明しています。ぜひご覧ください。

3月25日 本会議
松本・福西議員の反対討論
山下知事の理由説明

各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

新西公理 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

松本浩一 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

松尾勇臣 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

中川 康 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

原山大亮 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

清田典章 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

清水 勲 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

小林 誠 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

岡本真樹 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

山田洋平 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

佐藤光紀 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

工藤将之 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

福田倫也 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

星川大地 大和郡 大和町
*大和町議会議員
*大和町議会特別委員会
*大和町議会特別委員会

令和6年 2月定例会

代表質問

一部抜粋

小林 誠 議員



- ① 県民の命と財産を守るための防災力の強化について
- ② 大阪・関西万博に向けた奈良県の取組について
- ③ 今後の奈良県の観光戦略について
- ④ 国スポ・全スポに向けた取組について
- ⑤ 学校現場における働き方改革と教職員が子ども達と向き合うための時間確保への取組について
- ⑥ 次なる新興感染症への備えについて
- ⑦ 県立高校入試における障害のある生徒への配慮について



県民の命と財産を守るための防災力の強化について

見直し 見直された2,000m級滑走路を備えた大規模防災拠点整備の財政的検証がこれまで県議会で議論されてきませんでした。

総事業費 1,000億円の財源はどう賄うつもりですか。

この土地の買収 に活用した緊急防災・減災事業債は令和7年度までに事業を概成しなければならない。しかしリニア工事の残土を利用する計画で、期間内に工事が終わるとは思えない。また人件費、資材価格の上昇で建設費は1,500億円に達する可能性があり、事業債の期限も踏まえると1,000億円を自前で賄う可能性もある。

一般質問

一部抜粋

福西 広理 議員



- ① 大和平野中央の県有地の活用について
- ② 大和川流域における流域治水対策について
- ③ 生成AI等を活用した働き方改革の推進について
- ④ 教育現場における生成AI等の活用について



大和平野中央の県有地の活用について

磯城郡3町 (川西町、三宅町及び田原本町)の県有地を活用したまちづくりは、地域の活性化、奈良県全体の発展に貢献すると考えますが、具体的にどのように取り組んでいくのですか？

川西町は「子どもを中心に多様な交流が生まれるまち」、三宅町は「次世代を担う学生×企業のまち」、田原本町は「交通安全・安心のまち」を用地活用の基本的方針として合意。今後は計画策定や調査を実施するなどし、地元関係者に丁寧に説明するなど3町と連携して取組を進めていく。

福田 倫也 議員



- ① 大阪・関西万博の開催について
- ② 消防力の向上について
- ③ 小金打川の河川改修について
- ④ 土木技術職員の確保等について



消防力の向上について

消防力の向上 は、県民の安全・安心の確保に向け重要な課題と考えます。今後の取組と、消防学校の移転整備における知事の意気込みをお聞かせください。

消防学校については、カリキュラムを充実させ、地元自治体と連携しつつ移転整備に向け奮闘に取り組んでいく。また、市町村へ消防団員の処遇改善の助言を行うほか、消防防災ヘリコプターを令和7年度に併用開始し、直接的な消防力の向上を図っていく。

清田 典章 議員



- ① 市町村への権限移譲について
- ② 中和西部地域の発展に向けた取組について
- ③ スタートアップへの支援について
- ④ 「新しい産業政策のパッケージ」について
- ⑤ インバウンド向けの観光PRについて



市町村への権限移譲について

奈良県の市町村への権限移譲対象事務の選定基準をお聞かせください。また、効率的な行政運営のため、奈良県が中心となって推進や見直しを行うのが望ましいと考えますか？

移譲対象事務は、「住民の利便性の向上」、「事務処理の迅速化及び効率化」、「市町村における総合行政の展開」の3つの観点により選定している。市町村の状況に応じて、移譲に適する事務かどうかを十分に検討し、引き続き権限移譲を進めていく。

山田 洋平 議員



- ① 関西文化学術研究都市について
- ② 養徳学会について
- ③ 保育に関する支援の充実について
- ④ しごとセンターについて
- ⑤ がん患者への療養生活の支援や社会との共生について



養徳学会について

現状、入会対象が男子学生のみとなっていますが、今後の方向性について考えをお聞かせください。

平成22年の建替え時に女子学生の受け入れを検討したが、女子の東京圏への進学率が他府県より低く、管理運営面での課題もあり見送った。しかし、東京圏への進学者に占める女子の割合増加や、他県では管理運営面の課題に対応していることから、女子の受け入れを前向きに検討していく。

委員会報告

各委員の詳しい質問内容は各委員のYouTube動画をご覧ください。

厚生委員会




建設委員会




総務警察委員会




経済労働委員会




文教くらし委員会




第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 原山 大亮

年 月 日	令和6年6月10日他				
表題 発行部数	●原山だいすけ県議会 NEWS (Vol.01) 52,000部				
対象者	国内				
配布方法	●原山だいすけ県議会 NEWS (Vol.01) 個別郵送 1,850部・新聞折込 3,400部・他街頭配布等 46,750部				
発行目的	政務活動の報告と、意見・要望等を求めるため				
按分率の説明	按分率 100% 政務活動の記事が 100%を占めるため				
内容	令和5年6月定例会報告 令和5年12月定例会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	郵送費	日本郵便(株)	117,868	@62×1,706部 @84×144部	9
	県議会 NEWS 作成費	(株)ブットアッ ブ・スタイル	337,480	@5.9×52,000部 ×1.1(消費税)	13
	県議会 NEWS 新聞折込代	(株)ブットアッ ブ・スタイル	11,220	@3.0×3,400部 ×1.1(消費税)	14
	県議会 NEWS ポスティング代	(株)ブットアッ ブ・スタイル	168,080	@4.0×38,200部 ×1.1(消費税)	15
		※100%充当 合計 634,648円			
備考	添付資料 原山だいすけ 県議会 NEWS (Vol.01)				

注 発行した広報紙を添付してください。

原山 だいすけ



NEWS

発行/原山だいすけ 〒634-0074 奈良県橿原市四分町1番地3 アサヒアドビル2階

昨年4月の当選以来、橿原市・高市郡選出の県議会議員として、県民目線の「奈良県大改革」に取り組んできました。山下知事とともに取り組んだ結果、高校無償化などの子育て支援や道路整備の加速化などが前進した一方、一番人数の多い自民党-無所属の会による議員ボーナス引上げ議案が可決されるなど、県民感情を無視した旧態依然の県議会運営が続いています。これから、皆さんの生活を豊かにするため、行財政改革、議会改革に全力で取り組めますので、引き続きの支援をより多くお願いいたします。



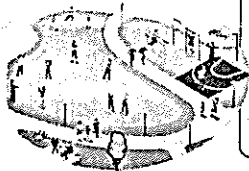
これからも県民目線で、税金のムダ遣い、議会改革に全力で取り組み、豊かな奈良を創っていきます。

この1年(2023年～) 県議会議員として 議会での活動

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催における 県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について

これまで、県と橿原市で橿原公苑と橿原運動公園の敷地の全部交換等の計画が進められてきましたが、費用負担等の諸条件などは、どのような考えで進めてきたのですか、また今後はどう進める予定ですか？

A 橿原市へは用地及び施設の資産評価額による精算や施設の一体的運営に向けた協議会の設置等の考えを提案しましたが、市の懸念は払拭されず、合意に至っておりません。今後は、橿原公苑を国民スポーツ大会等の主要会場として活用するとともに、大会後も見据えた多様な利用を想定した改修内容について具体的な検討を進めていきます。



原山だいすけ ここがポイント!

橿原市がこれまで170億円のお金をかけて整備してきた市民の憩いの場を、陸上競技場に姿を変えることが本当に市民にとって良いことなのでしょうか。今後の人口減少や税収の落ち込みを考えると、それぞれに自治体が自主財源を確保することや、これまでにない感覚で県民サービスを維持することに努めなければなりません。荒井前知事と橿原市長のパークマネジメントは、自分たちの思いだけで、行き当たりばったりの、ただつくることだけが目的の事業にしか見えませんでした。山下知事が就任されて、様々な観点から各事業の見直しに着手されました。今後のパークマネジメントにおいては、個人の思いつきなどではなく、各市町村の声にしっかりと耳を傾け、それぞれの地域が自主的に成長できるような仕組みづくりが必要です。国民スポーツ大会開催だけの一過性の事業にならないよう、大阪市のJO-TERRACEやてんしほのような広い敷地で民間活力を導入したPark-PFIで魅力ある公園づくりをして欲しいと考えています。

奈良県立医科大学附属病院の 駐車場について

今後、県立医科大学新キャンパス移転と病院再整備に伴って、病院駐車場の整備も検討されると思いますが、それまでの間、駐車場の混雑緩和に向けてどのように取り組めますか？

A 車列が伸びないよう、機械ゲートによる管理に加え、診療日前日に外来予約数を把握の上、警備員を最大13名配置し、第1駐車場内での空きスペースの誘導のほか、駐車待ち車両に掲示板を掲げ、第1駐車場への早めの誘導を実施しております。今後とも、警備員の適切な配置、他の空き駐車場への誘導に加え、さらなる駐車場の確保に努め、来院者に安全でスムーズに利用していただくよう努めてまいります。

原山だいすけ ここがポイント!

奈良県立医科大学附属病院では、利用者が集中する時間に第1駐車場が混雑し、周辺道路までの渋滞が発生している状況にあります。これまでの間、この渋滞が原因で何人の県民が危険な目に遭ってきたかわかりません。警備員の方が立っていても車が渋滞している状況なので、他の手段などの対策を検討して欲しいと考えます。

都市計画道路橿原運動公園線の 整備について

奈良県広域消防組合本部が面している都市計画道路橿原運動公園線の未整備区間について、県でも積極的に関与していくべきと考えますが、県と橿原市でどのように連携して取り組んでいますか？

A この道路は、旧中和広域消防署が奈良県広域消防組合本部の機能を受け持つことや、医大周辺のまちづくりの検討が進展していたことなどから、県と市が連携して道路整備を進めるため、まちづくり連携協定を締結し、道路整備にかかる市の費用の一部を県が財政支援という形で支援しております。今後も引き続き市と連携して、早期整備が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

原山だいすけ ここがポイント!

奈良県広域消防組合本部は、組織の中に高度救助隊を編成する言わば消防組織の中心、核を担っていると誓っても過言ではない施設です。緊急車両に関しまして、大型のはしご車や、多くの緊急車両が配備され、日夜、県民の命を守る活動を行っていただいております。さらに、消防本部の西隣には橿原運動公園があり、大規模な災害が起こったときなどに、備蓄倉庫などを備えた防災拠点としての機能も併せ持っています。現在、奈良県が県立医科大学を整備していますが、その新キャンパスへのアクセスを考えると、非常に有効な南北道路です。奈良県民の住民サービス向上はもとより、命を守る道路の整備がいち早く整うことを強く要望しました。

会派での活動 旧態依然の県議会改革!

- 議員報酬2割削減 条例改正案を提出
- 議員ボーナス引上げ議案に反対
- 新幹線グリーン料金支給廃止に関する申し入れ
- 県議会の運営に対する申し入れなど

令和5年 12月議会

山下知事へ

会派 代表質問

大規模広域防災拠点の 用地の利活用について

Q 山下知事は就任後、大型事業の見直しに着手され、予算の執行停止をされました。その中でも大きな話題となりました、大規模広域防災拠点整備が計画されていた土地で、防災や減災に資する事業にどのように取り組めますか？また、消防学校の新設移転または改修について、知事の所見は？



A 山下知事 8月2日に現地のゴルフ場をつぶさに視察いたしました。現在も見直しの考えは変わっておりません。大規模災害発生時の広域での連携も含め、今後、近隣府県などとともに様々な可能性を検討していきたいと考えております。消防学校は現在、建設後約50年が経過しており、建物や訓練施設の老朽化が顕著で、学校敷地も手狭なため新築移転が必要と考えております。教育訓練をどう改善していくかという視点に加え、周辺環境や立地条件、整備費用や財源などを考慮しつつ、早期に検討を進めたいと考えております。

大和平野中央田園都市構想の計画用地について

Q 山下知事は、この土地に企業を誘致すると発言されていますが、具体的に、いつどのような企業を誘致する考えでしょうか。また近隣に農地が多く、調整区域で、都市計画法上に基づく制限もかかっている中、どのように事業を進めますか？

A 山下知事 大和平野中央地域の振興・発展に向けた取組につきましては、地元である磯城郡3町の地域住民や県民の理解を得ることが重要と認識しております。企業誘致を含む土地活用の様々な可能性について、金融機関やディベロッパーなど、幅広く民間企業へのヒアリングを重ねて若者の県外流出の抑止につながるような、良質で多様な雇用の場を創出する企業を念頭に置いています。各種の法令上の土地利用制限は、活用方策を決定した上で、その内容に応じて必要な手続を行います。

原山だいすけ ここがポイント！

草刈りなどの維持管理費だけで大規模防災拠点を想定されていた土地は年間1億円、大和平野中央田園都市構想の土地は7千万円という税金が使われています。様々な意見があり簡単に答えは出せない問題ですが、意思決定に時間を要し、方向性を示さず、維持管理費だけがだらだらと使われ続けることのないように要望しました。

自主財源の確保に向けた施策について



Q 山下知事は、この土地に企業を誘致すると発言されていますが、具体的に、いつどのような企業を誘致する考えでしょうか。また近隣に農地が多く、調整区域で、都市計画法上に基づく制限もかかっている中、どのように事業を進めますか？

A 山下知事 本県の税収構造は、これまでベッドタウンとして発展してきた経緯から、約4割を個人県民税が占めており、法人2税は約2割です。全国平均では税収の3割ですので、奈良県は1割程度下回っています。現在は、御所インターチェンジ付近の工業団地や、市町村と連携した工業ゾーンの創出など、立地環境の整備を進めています。併せて私が知事に就任後、県内企業や県内進出の可能性のある企業のニーズや課題を直接聞き取る、御用聞きをおこなっており、浮かび上がってきた課題を起点として、奈良県の産業の弱点を補い、強みを生かす政策を立案実施していきたいと考えています。

奈良県の成長戦略について



Q 奈良県が今後目指すべき方向性やビジョンを独自の成長戦略として明確にし、県民に示すことが重要であると考えますが、奈良県の魅力や特色を生かし、どのように奈良県を成長させるのか、知事の考えは？

原山だいすけ ここがポイント！

人口減少社会において税収の落ち込みは、県政運営や住民サービスの低下に直結すると思います。そんな中でも、毎日を懸命に生活し、納税している県民が、その影響を受け続け、住民サービスの低下や新たな負担を課せられ続けるのはあまりにも残酷です。県民の生活がどういった状況にあるのかしっかり検証しながら、税金の回収に努めていただきたいと思います。成長戦略は、まず、どの分野に注力して成長を促すのか、しっかりと見極める必要があるのではないかと考えます。民間事業者が投資できる土壌を行政が整えることにより、雇用も生まれて、にぎわいの創出、税収確保にもつながると思います。都市計画法上の規制など、何十年の間、改正されずに、今もその縛りにとらわれることで、地域の成長や可能性を阻害している部分もたくさんあると考えます。今の時代に合わせた、規制緩和を含む奈良県独自の成長戦略を構築して欲しいと強く提言しました。

令和5年度 全国学力・学習状況調査について

Q 小学校・中学校ともに、いずれの教科も平均正答数が全国平均を下回る結果となりましたが、県教育委員会としてどのように考えていますか？また、その要因を分析し、学力の向上に向けた取組が急務だと考えますが、教育長の考えは？



原山だいすけ ここがポイント！

私がこの質問をした趣旨は、先生方に児童生徒に対してもっとしっかり授業を行って欲しいというだけではなく、先生方が児童生徒に対して、しっかりと向き合える環境の整備が急務だと考えているからです。ニュースで教職員を志望する人が、昨年に比べて6,000人減、止まらぬ教職員離れという記事を目にしました。上部の組織で聞こえのいい働き方改革の取組を進めるだけでなく、教職員の方々の職場とか現場にもしっかりと目を向けて対策して欲しいと要望しました。県が責任を持って、教職員の方々の労働環境をしっかりと改善することによって、子どもたちの成績も伸びてくるのではないかと考えます。

大学における奨学金制度の 周知について



Q 大学生対象の給付型奨学金制度や自治体による地域での大学受験など、経済的負担が少なくなる制度を県内の高校生に積極的に周知することで、大学を選ぶ際の選択肢が広がると考えます。現状と今後の取組は？

原山だいすけ ここがポイント！

児童生徒に対し、少しでも有利な制度を、学校や教育委員会からなるべく早い段階で、周知する必要があります。1つでも選択肢が増えて、可能性が広がり、社会で大きく活躍できることを、我々大人は全力でサポートすべきです。家庭の状況や、親の事情で児童生徒の選択肢が左右されることはあってはならないと思います。頑張りたいのに頑張れない子や、進みたい道があるのに諦めないといけないような児童生徒が少しでも少なくなるよう努力することを強く要望しました。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 原山 大亮

年 月 日	令和6年8月28日他				
表題 発行部数	●奈良県議会 会派日本維新の会 NEWS (Vol.05) 36,200部 (内11,000部会派より)				
対象者	国内				
配布方法	●奈良県議会 会派日本維新の会 NEWS (Vol.05) 個別郵送 1,836部・新聞折込 33,200部・他街頭配布等 1,164部				
発行目的	政務活動の報告と、意見・要望等を求めるため				
按分率の説明	按分率 100% 政務活動の記事が 100%を占めるため				
内容	令和6年6月定例会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	郵送費	日本郵便(株)	116,956	@62×1,694部 @84×142部	18
	会派 NEWS 作成費	(株)ブットアッ ブ・スタイル	80,942	@2.92×25,200部 ×1.1(消費税)	21
	会派 NEWS 新聞折込代	(株)ブットアッ ブ・スタイル	109,560	@3.0×33,200部 ×1.1(消費税)	22
		※100%充当 合計 307,458円			
備考	添付資料 奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS (Vol.05)				

注 発行した広報紙を添付してください。

令和6年 6月定例会報告

県議会議員の報酬2割削減案を提出!

委員会で **議論もなく 否決!**

奈良県議会 議員報酬額	2割削減
議員 月給 77万8,000円	62万2,400円
議長 月給 96万5,000円	77万2,000円
副議長 月給 84万3,000円	67万4,400円

実質賃金は過去最長の26ヶ月連続マイナス 議員だけが**高い報酬**をもらい続け、**県民目線**の政治ができるのか!!

私たち会派「日本維新の会」は6月定例会で昨年同様に県議会議員の月額報酬を2割削減する議案を提出しました。しかし、今回も議案の委員会付託はされず、委員会で議論することなく否決されました。

2月定例会などでは、議員提案された議案は委員会付託され活発な議論がされたのに、なぜこの議員報酬削減案の場合は議論の場を設けないのでしょうか？

よほど自分たちが高い報酬をもらい続けていることに後ろめたい気持ちがあるのではないのでしょうか。

山下知事は公約通り、4年間の退職金3,550万円をゼロ、月額報酬も一割削減。

私たち、会派「日本維新の会」は一人毎月104,000円を報酬から身を切る改革として積み立て、その積立金約1,700万円(6月現在)を

能登半島地震で被災された石川県に寄附する予定です。さらに、県内の日本維新の会所属の市町村議員の積み立ても合算し、寄附総額は約2,000万円となります。本来なら自身の選挙区である奈良県、または市町村にお返しするのが本意ですが公職選挙法の規定により、他府県への寄付という選択をしています。

燃料費の高騰や物価高、更に政府自民党による政治資金問題が世間を騒がせている中、議員の報酬削減については議論の場すら与えない議会運営に落胆と憤りを禁じえません。

私たちは、この議案が採択されるまで自主的な報酬削減、つまり身を切る改革を続け、可決されるまでこの議案を提出し続けます。そして、政治家自身が身分や待遇にこだわらず改革の先頭に立ち、既得権に切り込み、県民目線で奈良県改革を進めていきます!

自分達に都合の悪い審議をさせないため??

自民党・無所属の会が議長・副議長ポストだけでなく各委員会の正・副委員長もほぼ独占!

奈良県議会6月定例会で役員改選が行われ、自民党・無所属の会は名誉職のように議長・副議長を独占。さらに各委員会の正・副委員長もほぼ独占しました。これは、自分達に都合の悪い審議をさせない為ではないのでしょうか？

私たち会派「日本維新の会」はどのような人選であっても全力で職務を全うし、これからも全力で県民目線の県政発展に向け、山下知事とともに全力で取り組んでいきます。

<p>公原 真臣 (公原 真臣)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>	<p>清水 勉 (清水 勉)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>	<p>佐藤 光紀 (佐藤 光紀)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>	<p>中川 悠 (中川 悠)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>
<p>小井 誠 (小井 誠)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>	<p>工藤 裕之 (工藤 裕之)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>	<p>福西 広理 (福西 広理)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>	<p>原山 大亮 (原山 大亮)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>
<p>阪本 真樹 (阪本 真樹)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>	<p>松本 孝一郎 (松本 孝一郎)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>	<p>瀬田 典章 (瀬田 典章)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>	<p>山田 洋平 (山田 洋平)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>
<p>聖川 大地 (聖川 大地)</p> <p>奈良県議会議員 奈良県議会議員会 奈良県議会議員会</p>	<p>各メンバーの選出区ごとに色分けしています。</p>		

令和6年 6月定例会

代表質問

一部抜粋

中川 崇 議員



奈良県議会公式ホームページ内蔵画像より

- 今後の県政ビジョンについて
- 主要施策の発表のあり方について
- 高等学校授業料等の無償化の拡充について
- リニア中央新幹線の全線開業や奈良市附近駅に関する現状と見通しについて
- 奈良スーパーアプリの利便性向上について
- 観光客の増加に伴う地元住民の生活環境等への影響について
- 公立学校教員の経済的負担軽減について

● 今後の県政ビジョンについて

奈良県が今後目指すべき方向性と、その実現に向けてどのような施策を推進していく考えですか。

奈良が世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観など、素晴らしい魅力はとことん守り、後世に伝えていく。そして、課題解決のために変えないといけないものは断固として変えるというスタンスである。仕事と子育ての両立のしやすさや道路などのインフラ整備の遅れなどは変えていく。一方、県内産業の活性化、脱炭素・水素社会の実現、観光施策の推進に取り組む。奈良県の持つ限りの可能性を最大限に引き出し、県民が暮らしの豊かさを実感できるようにするため、これからも施策を着実に実行する。

一般質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



奈良県議会公式ホームページ内蔵画像より

- 次世代型ソーラーセルについて
- 睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について
- 炊出し支援にかかる枠組みづくりについて
- 県庁舎エントランスの活用について
- パーティボートの設置について

睡眠時無呼吸症候群等による睡眠の質の低下について

睡眠の重要性や睡眠の質を確保することについて、どのように考え、取り組みますか？

睡眠不足により、心身への悪影響や寿命短縮リスクの上昇が指摘されているため「なら健康長寿基本計画(第2期)」で、「睡眠時間が充分にとれている人の増加」に加え、新たに「睡眠で休養がとれている人の増加」を目標とし、睡眠不足が心身に及ぼす影響や適切な睡眠のための工夫、睡眠時無呼吸症候群をはじめとする睡眠障害の知識や、早期受診の重要性等について周知・啓発に取り組む。

松木 秀一郎 議員



奈良県議会公式ホームページ内蔵画像より

- 犬・猫の殺処分削減の取組について
- 県民サービスの向上に資するオンラインの活用について
- 庁内におけるデジタル化の推進について
- 道の駅「クロスウェイなかもち」の開業に向けた取組について

犬・猫の殺処分削減の取組について

犬や猫の殺処分を減らすために、動物愛護団体との連携、積極的な譲渡会の開催、飼い主への意識啓発、TNR活動等の複合的取組が必要と考えますが、取組方針は？

令和5年度は、譲渡可と判定した犬・猫は全て譲渡し、やむを得ず殺処分した頭数は10年前の9割減となった。殺処分削減に引き続き取り組むため、不妊去勢手術を行い元の場所に戻すTNRの取組による引取数削減、動物愛護団体やボランティアとの連携による譲渡促進、しつけ方教室等の適正飼育啓発などを行っていく。

原山 大亮 議員



奈良県議会公式ホームページ内蔵画像より

- 新駅を含めた医大周辺のまちづくりについて
- 県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について
- 中南和地域の休日、夜間における1次救急医療体制について

県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用について

県立医科大学新キャンパス移転後の跡地利用に関して、病院駐車場の整備を含めた今後の計画についてお聞かせください。

跡地を活用した新外来棟の整備を計画している。建設候補地は現外来棟より第1駐車場や検討中の新駅へのアクセスのよい南側で利便性も向上する見込み。また、第1駐車場の渋滞を解決するため、大和高田バイパス南側でのまちづくりの検討状況を踏まえながら、テニスコート等の跡地を駐車場として活用することを、選択肢の一つとして検討したい。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

民生委員会	建設委員会	総務警察委員会	経済労働委員会	文教くらし委員会
<p>工藤 得之</p> <p>松尾 典臣</p> <p>中川 崇</p> <p>小林 誠</p>	<p>清水 勉</p> <p>原山 大亮</p> <p>山田 洋平</p>	<p>佐藤 光紀</p> <p>松木 秀一郎</p> <p>清田 典章</p>	<p>福西 広運</p> <p>関本 真樹</p> <p>星川 大地</p>	

令和6年度事務所状況報告書

会派・議員名 原山大亮

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県橿原市四分町1番地3 アサヒアドビル2階 電話 0744-23-5539 延べ床面積 50㎡
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 50㎡ (a) うち政務活動使用面積 25㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 25 / 50 → 按分率 1 / 2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 政党事務所との面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

店舗賃貸借契約書

令和5年 5月 1日

アサヒアドビル店舗賃貸借契約書

店舗賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。) と賃借人 原山大亮 (以下、「乙」という。) は、次のとおり建物賃貸借契約 (以下、「本契約」という) を締結するものとする。

(契約の目的)

第1条 甲は次に記載する建物 (以下、「本物件」という) を乙に賃貸するものとし、乙はこれを賃貸するものとする。

一本物件の表示

名称	アサヒアドビル
建物の所在地	奈良県橿原市四分町1番地3
家屋番号	1番3
建物の構造	鉄骨造陸屋根3階建
築年	昭和63年築
本契約対象区画	3階建の2階西側店舗
本契約対象部屋	15.24坪

(使用目的)

第2条 乙は、本物件を乙の事務所として使用するものとし、他の用途に供してはならないものとする。

2. 乙は、本物件の使用目的の変更をするときは、甲に対し事前に充分なる説明をしかつ甲の書面による承諾を得るものとし、乙は甲の承諾なしに使用目的の変更はできないものとする。

3. 乙は、本物件を乙および乙の使用人、その他の居住の用に供してはならないものとする。

(賃貸借期間)

第3条 本契約の期間は、2023年 (令和5年) 5月1日から2024年4月30日までの1年間とする。

ただし期間満了の際、甲乙間に異議なきときは更に期間を延長することができるものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

(賃料等)

第4条 本物件における乙が甲に対し支払う賃料は月額金 164,780 円（消費税別）とする。

2. 乙は毎月末日限り翌月分の賃料を次に記載する甲の指定する金融機関の口座に振込送金することにより、支払うものとする。

この場合にかかる振込手数料は、乙負担とする。

【振込先銀行機関】

金融機関 : 南都銀行 [REDACTED]

口座 : [REDACTED]

口座番号 : [REDACTED]

名義人 : [REDACTED]

3. 甲は前項の振込先を変更するときは、事前に書面より乙に通知しなければならないものとする。

4. 本契約期間の開始日または終了日において、賃貸借期間が1ヶ月に満たない月の賃料等については、その月を基準とし日割計算により算出するものとする。

(賃料等の改定)

第5条 前条1項・2項に基づく乙が甲に対して支払う賃料等について、本契約の賃貸借期間の開始日から3年間については、賃料等の改定は行わないものとする。

ただし、賃貸借期間の更新後においては、経済情勢の変動、租税公課、その他負担の増減又は近隣類似建物の賃料等に比較し、賃料等が不相当となった場合、甲又は乙はそれらの増減を請求できるものとする。

(敷金・礼金)

第6条 乙は、敷金として本契約と同時に金 135,000 円を甲に預託するものとする。尚、この敷金には利息は付さないものとする。

2. 甲は、本契約の存続期間中、何らの通知催告なしに敷金をもって賃料等その他本契約に基づく乙の責務の弁済に充当することができるものとし、これに対し乙は何ら一切の異議を申し述べることはできないものとする。

3. 乙は、敷金の返還請求権を第三者に譲渡すること、または質権その他の担保に供することはできないものとする。

4. 乙は、本契約に基づく礼金として金 135,000 円を甲に支払い、返還されないものとする。

(敷金の返還)

第7条 本契約が期間満了その他の事由により終了し、乙が本物件を明渡し、かつ乙の残

存責務がなきことを甲が確認したとき、甲は、預かっている敷金 金 135,000 円を乙に返還するものとする。

(公租公課等の負担)

第 8 条 本物件の公租公課は甲が負担するものとし、電気・ガス・水道料金、自治会費、衛生費、その他地域住民としての諸費用、ならびに本物件を使用するにあたり必要な費用については、すべて乙の負担とする。

2. 乙が、本物件付加したものに対する公租公課は、乙が負担するものとし、甲が立替納付した場合、乙は甲から請求された月の月末に翌月分の賃料あわせて、甲へ支払うものとする。

(造作等)

第 9 条 乙は、本物件における造作、間仕切、諸設備の付加・変更ならびに除去、その他これらと類する現状変更をする場合、予め甲に書面による承諾を得なければならないものとする。

2. 本契約終了時において、乙は前項に定める造作等について、借地借家法第 33 条の造作買取請求権を放棄するものとし、甲に行使することはできないものとする。

(修繕)

第 10 条 本物件の本体に関する主要構造部の修繕は甲の負担とし、その他小規模な修繕消耗品の取替え及び乙の故意・過失による修繕は乙の負担とする。

2. 乙は、甲が前項の負担に属する修繕を行う場合、これに協力し、営業補償、その他いかなる補償等、請求できないものとする。

(善管注意務)

第 11 条 乙は、本物件の引き渡し後、本物件について善良なる管理者としての注意務をもって使用管理し、維持修繕の必要が生じた場合には、すみやかに甲に通知しなければならないものとする。

2. 乙は、乙または乙の使用人・顧客・出入業者等が故意または過失により、物件に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

(立入権)

第 12 条 甲または甲の指定する者は、必要がある場合は乙に通知して(緊急の場合は除く)、本物件に立入、点検、調査をし、かつ必要な措置をとることができるものとする。

(禁止事項)

第13条 乙は、次の各号の行為をしてはならないものとする。

ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでないものとする。

- (1) 本物件の賃借権を第三者（乙の子会社・関連会社含む。以下同じ）に譲渡すること。
- (2) 本契約により生じる一切の権利を担保に供すること。
- (3) 本物件を第三者に転貸すること。
- (4) 乙が本物件で営む営業行為を第三者に委託すること。
- (5) 本物件及び本物件の敷地を名義のいかんを問わず、事実上の第三者に使用させること。
- (6) 鉄砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品を製造又は保管すること。
- (7) 建物、敷地内全面禁煙とすること。
- (8) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (9) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- (10) 動物を飼育すること。

(中途解約)

第14条 本契約期間中であっても、甲は6カ月以上、または乙は3カ月以上の予告期間をもって、本契約を解約できるものとする。

ただし、乙は予告に代えて、3カ月分の賃料を前納して即時解約できるものとする。

2. 本契約の賃貸借期間開始（2023年5月1日）からの3年間において、乙が乙の理由により中途解約した場合、本契約第7条にかかわらず、甲は、敷金全額を本契約の違約金として没収できるものとする。

(契約解除)

第15条 乙が、次の各号のいずれかに該当したとき、甲は催告のうえ本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約第4条の賃料等の支払いを2ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 本契約の各条項に違反したとき。

2. 乙が、次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何ら催告することなく本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙の経営権が第三者に譲渡されたとき。
- (2) 暴力団関係者と判明したとき。
- (3) 乙又は乙の使用人が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約を

したことが判明したとき。

(4)乙が、本物件を暴力団事務所として使用したとき。

(5)乙が、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。

(6)乙が、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(7)乙が暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(8)銀行取引停止処分を受け、または破産・民事再生法・会社整理・会社更生法の適用申請、特別清算の申立てを受け、もしくはこれらの申立てをしたとき。

(9)差押・仮差押・仮処分・強制執行・競売の申立てを受け、もしくは公租公課の滞納処分を受けたとき。

(10)本契約第13条の禁止事項に違反したとき。

3. 甲が、第1項または第2項に基づき本契約を解除した場合、本契約第7条にかかわらず、甲は、敷金全額を本契約の違約金として没収できるものとし、併せて甲の被った損害の賠償を乙に対し請求できるものとする。

(不可抗力等による契約の終了)

第16条 天災地変・事変、その他甲・乙いずれの責にも帰さない事由により、本物件が滅失または大部分が毀損し使用不可能となった場合、本契約は終了するものとする。

2. 本物件または本物件の敷地が公共事業のために収用され、本契約の目的が達せられなくなった場合、本契約は終了するものとする。

3. 第1項または第2項により、本契約が終了した場合の敷金の返還については、本契約第7条に基づくものとする。

(明渡し)

第17条 乙は、本契約が終了する日までに、本物件の残置物を撤去すること

2. 乙が、残置物を撤去しない場合、甲は乙の費用で造作物、設備、看板等を撤去することができるものとする。尚、この残置物は、乙が所有権を放棄したものとみなし、甲において任意に使用・収益・処分できるものとし、乙は何ら一切異議を申立てることはできないものとする。

3. 甲は、前項の残置物についての処分費用を乙に対し請求できるものとし、請求後乙は直ちに甲に対し支払わなければならないものとする。

4. 乙は、本物件の明渡しにあたって、必要費・有益費・立退料・移転料・補償料その他いかなる名目にかかわらず、甲に対し金員、その他の請求を一切しないものとする。

(遅延損害金)

第 18 条 乙が、前条第 1 項の明渡しを遅延した場合、乙が本物件を使用するか否かにかかわらず、乙は甲に対し、本契約の終了日の翌日から明渡し完了日に至るまで、直近賃料等の倍額に相当する損害金を支払わなければならないものとする。

(免責事由)

第 19 条 天災地変、事変、他者による損害、盗難、火災、その他一切の原因により、乙が被った損害については、甲は一切責を負わないものとする。

2. 乙が、本物件を使用するにあたり生じた第三者への損害については、甲は何ら切責を負わず、乙が全責任を負い解決するものとする。

(届出義務)

第 20 条 乙は、次の事項に変更が生じた場合、すみやかに甲に書面にて届出るものとする。

- (1) 商号
- (2) 代表者
- (3) 所在地
- (4) 大株主の異動等、経営の主体に変更が生じた場合

(守秘義務)

第 21 条 甲および乙は、本契約に関して知り得た事項につき厳に秘密を守り、相手方の承諾のない限り本契約の存続期間中はもちろんのこと、本契約終了後といえども他に漏洩してはならないものとする。

(管轄裁判所)

第 22 条 本契約について紛争が生じた場合、甲の住所地を管轄する裁判所をもって、管轄裁判所とすることを、甲および乙は予め合意した。

(規定外事項)

第 23 条 本契約に定めのない事項については、甲・乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(特約事項)

第 24 条 本物件から排出されるゴミ等の産業廃棄物については、乙の自己責任において処理するものとする。

1. 本物件の駐車場は 1 台 5,000 円 (税別) とする。

2. 本契約に於いての駐車場契約は4台とする。
3. 契約開始日は2023年5月1日とする。
4. 内装工事は明け渡し時現状渡しとする。
5. 乙は毎月水道料金として、定額2,000円を賃料と共に甲に支払うものとする。

以上

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自署名(記名)捺印の上、甲・乙各1通を所持するものとする。

令和5年 5月 1日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 原山大亮 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

以下余白

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 原山 大亮

① 雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	令和 6年 7月 21日 ~ 令和 7年 7月 20日			
④ 職務内容	政務活動に係る補助及び政党関係事務			
⑤ 給料 (賃金)	1,800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)			
⑥ 按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政治活動+政党活動) → 按分率 1/2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和 6年 7月 21日 から 令和 7年 7月 20日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	〒634-0074 奈良県橿原市四分町1番地3 アサヒアドビル2階		
仕事内容	政務活動及び政党活動		
就業時間 (休憩時間)	9時～17時の間で4時間程度 雇用者の指示した時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (上記出勤日以外)		
休暇			
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,800円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月20日) 賃金支払日 (毎月25日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和 6年 7月 19日</div> <div style="text-align: center;"> 雇用者 奈良県議会議員 原山 太亮 被雇用者 [Redacted] </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和6年度)

【議員名 原山 大亮】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日															
				2024/7/21	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数									20	20	20								60
労働時間数									78	78	78								234
時間外労働																			
休日労働																			
深夜労働																			
基本給									140,400	140,400	140,400								421,200
時間外手当																			
通勤手当(課税)																			
通勤手当(非課税)																			
課税合計									140,400	140,400	140,400								421,200
非課税合計																			
総支給額									140,400	140,400	140,400								421,200
健康保険料																			
介護保険料																			
厚生年金保険料																			
雇用保険保険料																			
社会保険料合計																			
課税対象額									140,400	140,400	140,400								421,200
所得税									7,100	7,100	7,100								21,300
市町村民税																			
控除額合計									7,100	7,100	7,100								21,300
差引支給額									133,300	133,300	133,300								399,900
領収印																			

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。